

第六條

定務外勤務ニ對スル支給法ハ第三條ニ準ジ

第七條

現在ノ率ヲ適用スルコト(日給者ニ對シ) 並ニ公休日ノ給料ヲ支給スルコト(日給者ニ對シ)

右ノ條項ヲ要求スルコトヲ決議ス

大正十三年七月三十日

日給社員一同 (但ニ組長、組長技工)

職工一同

日本電氣株式會社社長

岩 垂 邦 壽 殿

(別紙第五號)

聲明書

社會一般職務の申請書を個人が為め茲に書面を以て申出たすものあり  
今般務の申請書より會社に提出せしを在該申請書は即ち目下施行  
せんが、ある二重賃銀制の撤廃あり

現在の日給者は臨時手當の各の下に九割と米價補給金(受當者二十五元  
他者者十元)

とを餘と支給せしるに居るもその最年月収額七十一円最低額三十五円

なり平均約五十二円常元とも最月収に近きものは極めて僅少にて

一般は五十円以下なり

中若者職事當務にして其の階にあるも日給七十五元一滿ニテ今

乃は一四の昇給なき者あり一六割の者ありと米價補給金を加

算すとも日収一四四十五元乃至一四五十二元月収に於て一四十五円

又場は於ては増進を為すも五十円前後なり